

○少年サポートセンターの設置に関する訓令

平成11.2.16 鹿児島県警察本部訓令5

改正前略…令和2.3訓令9

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察の組織に関する訓令（昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号）第14条の7第2項の規定に基づき、少年サポートセンター（以下「センター」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 センターにおいては、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 少年補導に関すること。
- (2) 少年相談に関すること。
- (3) 被害少年等の支援・保護に関すること。
- (4) 少年問題の調査研究に関すること。
- (5) 少年警察ボランティアの運用及び指導・教養に関すること。
- (6) 関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (7) 少年非行防止の情報発信に関すること。
- (8) その他人身安全・少年課長が命ずること。

(センター長)

第3条 センターに、少年サポートセンター長（以下「センター長」という。）を置く。

- 2 センター長には、警視又は警部の階級にある警察官をもって充て、警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する。
- 3 センター長は、センターの事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(係)

第4条 センターに、その所掌事務を分掌処理するため、少年サポート係を置く。

(分室)

第5条 薩摩川内警察署，始良警察署，霧島警察署，鹿屋警察署及び奄美警察署にセンターの分室を置く。

(補佐等)

第6条 センターに、課長補佐，統括係長その他所要の警察職員を置くことができる。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成11年2月25日から施行する。

附 則（平成13.10.26訓令37）

この訓令は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成14.12.20訓令27抄）

1 この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成16.3.11訓令4）

この訓令は、平成16年3月25日から施行する。

附 則（平成17.3.14訓令6）

この訓令は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成19.8.27訓令27）

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成22.3.17訓令5）

この訓令は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成26.3.12訓令6）

この訓令は、平成26年3月12日から施行し、平成26年3月24日から適用する。

附 則（令和2.3.9訓令9）

この訓令は、令和2年3月23日から施行する。